

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年7月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 アクロスプラザ長岡A街区
所在地 長岡市四郎丸町字沖田146番地1外
設置者 三菱UFJリース株式会社
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
・株式会社クスリのアオキ
（変更前）午後10時
（変更後）午後12時
- 3 変更を予定する年月日
平成24年7月21日
- 4 変更の理由
閉店時刻の繰り下げにより、来客者へのサービスを充実するため。
- 5 届出年月日
平成24年7月20日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
（なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
平成24年7月31日から平成24年11月30日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp